長浜市告示第１９２号

長浜市産材利用促進事業補助金交付要綱（平成26年長浜市告示第300号）の一部を次のように改正する。

令和７年４月１日

長浜市長　浅見　宣義

第４条第１項の表中「ただし、他の補助金等が補助対象とする長浜市産材を除く。」を削る。

第４条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　交付する補助金の額は、長浜市産材に対して本市の他の補助金等の交付を受ける場合は、前項の規定により算出した補助金の額から当該補助金等の額を控除した額とする。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。